

光華寮問題や雲の上の人」発言で再び軋轢が生じた日中。中国が不愉快なら日本も不愉快だ。これ以上、対中位負け外交を繰り返してはならない。
中嶋嶺雄・東京外国語大学教授

いまこそ

歴史の帳簿の決算を



一、日中関係の不協和音

日中国交正常化十五周年という節目を迎えようとしている今日、日中関係には深刻な亀裂が広がっている。

最近の中国は日本に対して、いわば「対外硬」とも言える厳しい対日姿勢を示しはじめているが、この中国の「対外硬」外交は、一連の日中関係が含んでいた深刻な矛盾の反映であると同時に、中国国内政に存在する路線闘争を背景にして

おり、そしてさらに今日の中国と台湾（中華民国）の存在をめぐる国際社会の現実、ないしはアジアの国際環境を反映したものであるだけに、かなり複雑な背景を持つものと思われる。

加えて、日中関係は、本来的に「異母兄弟」の関係であって、関係がうまく行っているときは他人よりも親密であるが、一たび両者の間に摩擦、特に原則的な「面子」の問題や金銭的な貸借関係などをめぐって摩擦が生ずると、他人以上に解きほぐし難い宿命的な関係になるの

である。にもかかわらず、そこに日中友好、一衣帯水という蓋をしてこれまで処してきた、過去十五年間の日中国交正常化過程全体を問い直さざるをえないような重要な問題を最近の日中摩擦は含んでいるように思われる。

日中関係がそのようないわば潜在的な摩擦を含む宿命的な国際関係であり、フレイジャイル（fragile）な国際関係の典型であることを無視して、極めて強固な国際関係であるように一般に誤認されてきたところに問題があったといえよう。

実際の日中関係は、最近の一連の問題をとっても明らかのように、教科書問題、靖国問題など、本質的にはなんら決着がついていなかったうえに、貿易不均衡問題が重なり、さらに防衛費一％枠問題、そして不可避的な問題としての台湾（中華民国）の存在をめぐるハブニングとして、ズ・ダン号事件が加わったことは、ただでさえ問題の多かった日中関係の摩擦を過熱させていったと言つてよい。

そこへ去る二月二十六日、大阪高裁はいわゆる京都の学生寮・光華寮の民事裁判をめぐって原告勝訴の判決を下し、中国側としてはこの光華寮問題をとらえて、日本に対する極めて強硬な異議申し立てを行ってきたのである。

このように日中関係が極めて厳しい状況に陥っていることは、去る六月上旬の栗原防衛庁長官訪中の際にも見えていた。そしてそれらの問題をより鮮明に浮き彫りにさせたのは、公明党の矢野委員長以下訪中団一行と鄧小平主任との会見だったが、鄧小平・矢野会談に関しては、さらにこの会談の中身をめぐって、わが

国政府・外務省当局と中国当局との、国交正常化以来なかったような深刻な論争対立が惹起することとなり、日中関係の不協和音は勢い高まったのである。

こうした状況のなかで、日本外務省首脳は、外務省記者クラブでの懇談の席上、中国側を批判する立場から「鄧小平主任も雲の上の人になった感じがする」と発言して問題化し、この発言をめぐって柳谷事務次官が去る六月十五日に中国側に遺憾の意を表して平謝りするという二重の外交失態を重ねてしまった。

こうしてわが国は今、日中関係や日中外交のあり方を本質的に考え直さなければならぬ状況に直面している。以下、問題点を掘り下げてみよう。

二、光華寮問題をめぐる対立

光華寮問題といっても、それはつい先日まで多くの日本国民が全く知らない民事裁判事件である。これは京都にある学生寮の所有権をめぐって争われていた事件であるが、この問題に対する中国側の

批判は大きく分けて二つのポイントから成っている。

第一は、今回の光華寮裁判が台湾（中華民国）を訴訟の相手として認めた上に、台湾に所有権を認めたことにより、日本政府が「二つの中国」をつくることに加担しており、日中共同声明及び日中平和友好条約に違反する、というものである。

第二には、光華寮判決によって見られるように、日本国内には最近、日中共同声明や日中平和友好条約の精神に反し、単に「二つの中国」を認めようとする風潮のみならず、中国にとって好ましくない一連の事態、とくに軍国主義復活の潮流が背景にあって、こうした日本政治の一連の反動的な風潮の反映として光華寮裁判がある、という位置づけである。

さて中国側の批判は、第一の論点、第二の論点とも、かなり強引な、一方的な断罪である。わが国は政府及び国民ともに、光華寮判決をもって日中国交正常化の条件を侵し、中華人民共和国を唯一の正統政府として認め、台湾（中華民国）

の公的な存在を認めようとするような姿勢は一切とっていないのであって、この点は明白である。

第二の、光華寮裁判を軍国主義復活等と結びつけることも、まったく論理の飛躍であって、多くの日本国民も戸惑うばかりであろう。軍国主義復活の潮流という中国の対日評価自体に大きな誤りがあることは言うまでもない。

ましてや司法の判決に対して、政治や行政が介入できないことは当然のことである。だが、中国側がこのように強硬に対日批判を行う背景についてはやはり無視できないのであって、問題を深く掘り下げなければならないことは言うまでもない。

光華寮裁判自身は、約三百坪の土地に六百五十坪弱の建坪を持つ一学生寮の問題にすぎない。ましてやこの学生寮は、その所有権をめぐる争いから係争中のものであり、「造反有理」という毛沢東外交のシンボルのようなものであった。

この裁判が惹起されたのは一九六七年、まさに文化大革命に鼓吹された造反外交

が展開され、わが国では多くの大学の学生寮がそのような状況に陥ったように、一部の中国人過激派グループが光華寮を占拠し、「毛沢東思想万歳」のスローガンを掲げ、寮の規則を無視して強引に管理・運営権を掌握しようとした、そういう曰く因縁つきの寮である。

この問題を少し法律的に見てみたいと思うが、そもそも第二次大戦以前に、当時から中国人留学生を多く受け入れていた京都大学が、中国人留学生のためにこの寮を賃貸した。やがて一九四九年には中国革命が勝利し、中華人民共和国が成立した。当時のアジアの冷戦的な状況の中で、当然のことながら、わが国はアメリカなどとともに、革命政権としての中華人民共和国ではなく、台湾に逃れた中華民国を中国の正統政府として認めてきたのである。

中華民国駐日代表团は一九五〇年にこの学生寮を購入し、さらに五二年には所有権移転の登記を行った。それがやがて六七年の文革中に、八人の過激派学生が寮を占拠したのに対して、所有者たる中

華民国が京都地裁に寮の明け渡しを要求したという経緯である。

この裁判に対して、一九七七年、京都地裁は、わが国が一九七二年に中国と国交正常化したことによって中華人民共和国を唯一の正統政府として認めた限り、光華寮の所有権は中華人民共和国に移るべきだ、という判決を下した。

この判決に対しては、国家の承認と民間財産の所有権とは別問題だとして多くの国際法学者を含む専門家の間ではかなり異論が多かったものであるが、一九八二年、大阪高裁は台湾（中華民国）側の原告に対して、京都地裁への差し戻しを決定したのである。そして昨八六年二月、差し戻された京都地裁は原判決を破棄して、原告勝訴、つまり台湾（中華民国）側に所有権があるという逆転判決を下した。さらに本年二月二十六日大阪高裁は、差し戻しの京都地裁判決を支持し、原告勝訴の判決を下したのである。

こうした経緯があるのであるが、この裁判の判決文自身はあまり知られていないので、まず判決文の中の重要な部分を

引用してみよう。

昭和六十一年二月四日の京都地裁第三次民事部は、昭和五十七年（ワ）第二三八二号土地建物明渡請求事件の差し戻し判決で次のように述べている。

「中華民国政府は、『中華人民共和国政府』の成立以降も現在まで、現実には、台湾及びその周辺諸島、及びその地域の人々を、排他的、永続的に支配、統治しており、我国は右共同声明後も、貿易、経済、航空その他の実務関係を続けている」。

ここが一つのポイントである。つまり、京都地裁の判決は国際法によるところの「不完全継承」の原則に立っている。革命や内乱によって新たな政権が成立した場合に、すべての財産は新しい政権に移るといふ国際法の原則があるが、中国の場合には依然として台湾及びその周辺は中華民国政府によって有効に実行支配されているのであるから、その現実が消えない限り、「完全継承」ないしは「一括継承」ということはできないという現実重視の立場を示したのであり、これは国際法の常識でもある。

そして次に、「旧政府が国を代表する立場において所有し、支配していた財産（大使館建物などの外交財産）、その外国が旧政府に認めた国家権力行使のための財産（例えば、領事館建物など）は、承認の切り替えの時点で、新政府に継承されるものと解さねばならない。しかし、それ以外の財産、特に旧政府が新政府成立後に取得した財産で、新政府が支配も権利主張もしていない財産については、承認の切り替えにも拘らず、旧政府はその権利を維持し、その外国内においてその財産についての権利行使をすることができると解すべきである」と判決している。

この点も光華寮裁判の重要なポイントであるが、光華寮は中国の国家権力の象徴、あるいは国家権力の行使の場としての外交財産・領事財産ではない、あくまでも民事財産であるという、非常に明快な立場を京都地裁の差し戻し判決は表明しているのである。この京都地裁の判決に関しては、例えば「ジュリスト」の七月一日号を見てもわかるように、どちら

かというと進歩派の学者を含めて、多くの法学者が、日本側の判決の正当性を認めている。

さて、こうした光華寮裁判をめぐる中国側の対日批判には、論理的な無理と、日本の国内についての認識不足にもかかわらず、内政干渉とさえ思われるような強硬な姿勢が見られるのであるが、しかし、そのことを日本側がいくら批判してみても、問題の解明にはならない。

光華寮判決について、このような問題が起こってくる背景としてまず第一に明らかにしておかなければならないことは、台湾（中華民国）が、日中間にあつて外交上は存在してなくても、現にアジアの巨大な経済的、社会的実体としてそこに存在している現実である。例えばわが国との関係も、貿易、経済、その他極めて密接なものがあつて、わが国に留学している留学生の半分は台湾からの学生であり、多くの民事財産をわが国の国内に持っているなどの問題があるわけで、このような現実を目をつぶろうとすることの無理が背景にあることが根本だといえ

よう。

しかも、台湾（中華民国）は、最近、公的な国際関係の上では国際社会から閉め出され、国連、IMF（国際通貨基金）等々の公的な国際機関から追放されたにもかかわらず、まさに民間の時代の国際版とも言えるような活力を示して、今日、貿易では世界の第十六位、外貨準備では世界の第四番目、というような状況にあり、さらにコンテナの輸送量など、さまざまな国際経済の指標で世界のトップを占めるような経済的状況を示しているのである。

そのようなバイタルな存在がわが国及び中国のすぐ近くに存在するにもかかわらず、それが全く存在しないという仮定で問題を処理しようとするこの自体の虚構性が逆に暴かれたのだともいえるのである。

もちろん、このような現実是中国側にとっては大変苛立たいことであり、中国の「原則」「面子」の上からは絶対に認められないところであるが、しかし、台湾問題は中国側自身の問題であって、

日本自身の問題ではないという点も明白である。そして日中関係を見る場合に、例えば貿易をとってみると、八六年度の日本と中国との貿易総額は約百三十六億米ドル、そのうち中国の赤字が約五十億米ドル近いが、日中貿易が拡大すればするほど中国側の赤字がたまっていくという、深刻な問題をはらんでいる。

一方、中華人民共和国の六十分の一の人口しか持たない台湾は、そのような小さな存在でありながら、日台貿易は百二十八億米ドル前後という、ほぼ中国大陸全体に匹敵するような額を示している。このなかには赤字が三十七億米ドルあっても台湾自体の貿易が活況を呈し、対米貿易その他で大幅な黒字を稼いでいるがゆえに、一向に気にならないという経済的な活力を示しているのである。こうした台湾の現実そのものが、今日の中国を大いに苛立たせているという背景をわれわれは重視しなければならないのだが、わが国の側も中国との国交正常化に際して、「それ行け、中国」とばかり、まさに一気呵成に外交的に問題を処理して、

非常に密接な台湾（中華民国）との関係が存在するにもかかわらず、それらについて何ら法的措置を打たずに今日まで来ているのである。

この点をアメリカについて見ると、一九七九年のカーター政権の時代に中国と国交を正常化するに際しては、アメリカ議会の圧倒的な支持で「台湾関係法」を制定し、いわばアメリカの国内法として台湾（中華民国）がアメリカに所有しているすべての権利、権限、義務などは国家の承認とは関係なく引き続き台湾（中華民国）のものである、という明白な姿勢をとっている。わが国の場合には、中華人民共和国承認とともに、中華民国が従来保持していた外交財産、領事財産はすべて没収し、中国側に委譲したのであるが、アメリカの場合にはそういうことも一切していない。

それから、これを台湾（中華民国）の側から見ると別の視野も広がる。台湾（中華民国）は日本からそのような仕打ちをされたにもかかわらず、現に台湾の旧日本大使公邸を民間機関になった交流

協会台湾事務所長公邸として、依然として日本側に提供しており、この点でも著しい非対称性があるのである。こうした非対称性は先ほど来述べている日中、日台の関係の無理の累積なのでもあって、そのことが今日の光華寮問題に集中的に反映していると言わざるをえない。

三、中国の出方 日本の受け方

それでは一体、中国はなぜこのような対日強硬姿勢をとるのだろうか。そこには現在の不安定な鄧小平体制の内部的な政治問題があることは言うまでもないが、そのようなことを言うこと自体がけしからんというのが中国側の主張であって、このことをあまり強調するのは、それが当たっているだけに中国側にとって是不愉快なことかもしれない。しかしながら現実には、胡耀邦失墜後の中国の内政は依然として不透明かつ不安定であり、この秋に予定されている中国共産党十三回大会をめぐって、現在まさに、

いわゆる保守派ないしは原則派對改革派の熾烈な路線闘争が存在していることは、さまざまな中国側の論調や「人民日報」その他の中国の公的な紙誌が明らかに物語っている。

鄧小平氏自身、改革を鼓吹してきたにもかかわらず、自らの腹心でありエースであった胡耀邦を切ることによって事態を乗り切ろうとした張本人である。つまり、積極的な改革推進派の主張をブルジョア的民主であるとして、あくまでもプロレタリア独裁を堅持しなければいけないとの立場をとりつつある今日の中国の政治状況からしても、日本にたいして厳しく出ざるを得ないという事情が背景にあることは言うまでもない。いわば保守派ないし原則派が、将来はともかく、一時的には極めて大きな政治的コアリッション（連合体制）を形成しているがゆえに、そうした状況からすれば、ともすれば対日媚態外交とも思われたような胡耀邦型の対日姿勢を峻拒するという今の中国のリーダーシップの立場があるのである。

しかも中国側は教科書問題、靖国問題その他一連の事態に見られたように、何か事が難しくなると日本軍国主義を批判し、いわば古い歴の傷を見せつけるというような、政治学でいうところの「弱者の恐喝」のような対日外交姿勢をとってきた。

もちろん、中国側にも、古い歴の傷を見せて掘るといふようなことでは決してない、と主張する学者もいるが、現実には最近の日中関係はそのようなことの繰り返しであったと思う。そのたびごとに日本は中国側に謝罪し、あるいは媚びへつらう形で、いわば中国にたいして一貫して低姿勢であった。そしてしばしば円借款その他の経済的な措置によって、こうした中国の批判を緩和するという姿勢を示してきたことも事実である。

特に最近の中国は第七次五カ年計画を迎えて、著しい外貨不足に陥っている。五カ年計画遂行のためには約二百億ドル近い外資の導入が必要になるという推定からすると、鄧小平氏が今回、対日賠償問題に触れたように、日本からもっと経

済的に引き出したいという意向がないと

は言えないだろう。しかしながら、中国はそのような対日政策をあくまでも原理・原則の上から展開してくることも事実であって、この点を十分に見極めておかなければいけない。中国は今回も光華寮裁判の問題を、日中関係の「原則」違反だと言っているのである。

この「原則」外交は、中国の対外的な出方の最も基本的な姿勢である。「原則」とは、中国にとってどうしても譲れないいわば「面子」の問題である。つまり光華寮判決そのものというよりも、台湾（中華民国）の存在はいかんともし難いことを日本側が示したことが、中国の「原則」に抵触するのみならず、中国の「面子」が大きく傷つけられたことになるのである。

同時に、この「原則」、「面子」はさらに「名」を重視するということにもつながってくる。「名」が取れるなら、つまり「面子」が重んじられ、「原則」が一応立てられるならば、実際には状況次第というのも、中国外交のもう一方の出方

なのである。

よく「名実ともに」と言うが、古く莊子の言葉に「名は実の資なり」という言葉もある。これはどういう意味かというところ、実際には「名」よりも「実」が重要なのであって、「名」というものは「実」に対するお客さん、つまり建前として持ち上げておけばいいということである。しかし、その建前として、つまり「名」として持ち上げなければいけないことが、中国の「原則」、「面子」になるわけで、こうした一種の政治文化をわれわれは十分に理解しておかなければいけない。

したがって、「原則」、「面子」を取るならば、実際の運用はかなり融通無碍、柔軟であるというのも中国の出方の一つの法則みたいなもので、現に「柔軟性」という言葉を中国語では「靈活性」と表現する。「靈活性」という言葉に見られるように、中国の柔軟性というのはいかに生き生きしたものであって、「原則」はものすごく硬いけれども、その周辺には原則をはみ出した部分、幾つかのアロ

ーワンスがあるということであって、この点を日本としてはいかに受け止めるかがまさに外交の問題であらう。そのアローワンスをいかに探り当てていくかが対中外交のカギではないのか。

もちろん、中国と日本とは法感覚、法意識が違う。もともと中国においては、「法」は殆ど意味を持たない。それはできるだけ簡便であればよい。つまり「民」は法網を潜り抜けることができるし、天子とすれば「法」は民を罰することさえできればいいのであって、何でも天子、つまり皇帝、権力者の言う通りになるという刑罰本位のものであるから、そうした皇帝型権力構造を持つ限り、三権分立による司法の独立や国民の基本的人権、法源の多元性などは問題にならない。常に鶴の一声、皇帝の一喝で決まるのであり、これを中国では「長官意志」と言っている。こうした「長官意志」とは毛沢東時代は毛沢東の一声、今日では鄧小平の一声のことである。鄧小平氏は法的には党中央の主席でもなければ総書記でもない。引退すべき長老たちの集団

である顧問委員会の主任にすぎないにもかかわらず、彼が全ての権限を握っているということ自体、中国における「法」がいかにわれわれの法概念と違うかを示している。

こういう法そのものを重視しない立場の中国の出方に対して、日本側がどのように出るかという点も、これまた外交上の大きな課題であらう。

ところが、最近の日本外交は、まさに今回の政府・外務省の対応が示したように、中国側が「原則」で来たときに、日本も「三権分立の原則は譲れません」という「原則」でぶつかってしまった。ここにも外交政策の拙劣さがあるのではないか。

最近、中根千枝教授がある講演でも言っておられたが、中国人の世界は日本よりむしろインド人の世界と共通し、彼らは非常に論理的である。これに対して日本人の世界は、むしろ東南アジア世界と共通の基盤があり、あまり論理的に事を詰めず、「原則」を立てずにシャイに笑っているというのが日本人であると言わ

れていた。これはさすが中根さんらしい見方である。

中国の文化を「名の文化」、日本の文化を「恥の文化」と言われたのは、つい最近物故された大阪大学の森三樹三郎教授であったが、日本人の受け止め方は、「恥」の意識をマイナスの評価ではなくて、日本人の美德として考えていいように、日本側が「原則」で出たときに、日本人はやはりそうした日本的な論理の中でいかにこれを受け止めていくかを考えるのが外交政策ではないだろうか。

そのようなことを考えると、今回、中国側が三権分立は認められないというのに対して、日本側が三権分立という「原則」を反射的に唱えたこと自体は、やはり中国認識の浅さを示している。これまで御祝儀外交で「日中友好、日中友好」と言い続けてきた日本政府・外務省が、ここへ来て急遽「原則」を振り回したという点で、二重に拙劣ではなかったかという気がする。中国が「原則」を振り回すときに、うまくそれを受け止めて、な

お日本の立場も正々堂々と主張するというのが、日中関係の摩擦を回避する最善の道だと私は考えている。

しかも、日本側の「原則」の三権分立は、鄧小平体制の中国としては、今、最も触れてもらいたくない問題なのだ。なぜなら、彼らは国内政治の民主化を求める学生や知識人を抑圧し、そして胡耀邦を失墜に陥れ、その上に今日のリーダーシップを保っているからである。

翻って考えてみると、昨年十二月の中国の学生デモや知識人の動きの中で、また経済改革から政治改革へという一連の動きの中で、学生・知識人が最も声を大にして叫んだのが、中国における多党制の要求とともに三権分立の要求であった。それだけに三権分立は今日の中国共産党にとっては絶対に触れてもらいたくない問題なのである。言ってみれば鄧小平氏は、自らが改革を鼓吹しているが、結局、その芽を摘んだことによって、中国民衆に対する一種の裏切りを自らしている指導者であるだけに、「三権分立」という言葉を聞いただけで寒気がするとい

摩擦は日本側にも多くの問題を突きつけているように思われる。同時に「友好、友好」で来た日中御祝儀外交の高いツケが、いよいよ回ってきているのである。

四、日中の“対決”を

中国語には「算限（決算する、カタをつける）」という言葉があつて、文革中にも政治的報復を意味するこの言葉がよく使われていた。今回の鄧小平発言はまさに日本にたいする「算限」を要求しているのだといえよう。

こういう時に当たつてわれわれは何を
 為すべきか。国交正常化に当たつて、当
 時の中国の意向通り、賠償を支払わな
 かったことが果たしてよかつたのかどう
 か。もとより法的には日本は中華民国
 (現台湾政權)と戦争したのであり、賠
 償問題は一九五二年の日華平和条約締結
 時にも無賠償で一応の決着がついている
 のであるが、それはいわば「法匪」の論
 理だともいえよう。だが一方、日中間の
 ような「異母兄弟」の間柄では物事を金
 銭的に決着することが必要な場合もある
 が、それが逆に大きな摩擦の原因になる

摩擦は日本側にも多くの問題を突きつけているように思われる。同時に「友好、友好」で来た日中御祝儀外交の高いツケが、いよいよ回ってきているのである。

来年は日中平和友好条約締結十周年。この平和友好条約は、当時の中国の毛沢東世界戦略に基づいて、ソ連を覇権主義と見做し、ソ連を敵視する、いわゆる覇権条項入りの条約であった。そのような中国の世界戦略を受け入れることはないではないか、というのが私の一貫した主張であったし、本誌においても一九七七年十一月号で、法眼晋作元次官と私との間で、覇権条項入り日中条約の可否について激しく論争し対決したことがある。現在、中国は中ソ和解を進め、ソ連を覇権主義と見做すような言葉は一切使わなくなり、党規約などからも削除してしまつた。そのような中国の世界戦略が露骨に反映していた条約を結んだ代価は、その後の日ソ関係の悪化やアジアの緊張激化としてはね返ってきたのであったが、来年はこの条約を延長もしくは改更しな

こともあるだけに、この点を含めて、日中関係の真剣な再検討が必要だと思われる。

私はかつて一九七〇年代初頭に、「日中は対決せよ」（拙著『中国を見つめて——私の香港通信』、文芸春秋社、一九七一年所収）という論文を書いたことがある。それはいたずらに日中関係を緊張させようということではなく、日本と中国が本当に友好関係を形成するためには言うべきことは言う、為すべきことは為す、そういういわば「対決」のプロセスを経ておかなければいけない、という論旨であった。それをせずに、いろいろ問題があるにもかかわらず、「友好」という帽子だけを被せておいて状況を糊塗することが「異母兄弟」としての日中関係においては最もまずい対応だ、ということを主張したものである。爾来十五年以上の歳月を経て、今、日中関係は何か振出しに戻ったような気がする。また、最近の公明党の対中国外交に見られるように、かつての野党外交ないしは人民外交のパターンが一方に見えてきており、日

ければならない時期になる。

日中平和友好条約の期限は十年なのだから、本来はこれをもっと平等かつ中立的なものにする外交交渉しなければいけない。そのような矢先に、今日のように日中関係の亀裂が深まっていることは、日本にとってもきわめて手痛いことである。

今回、鄧小平氏は公明党代表団との会見で「歴史の帳簿」ということを言い始めている。「日本は中国にいちばん借りのある国である」、「国交正常化にあたつて賠償も取らなかつた」などと場合によつては賠償問題も再考すべきだ、といわんばかりである。

日本はこれまで日中友好の立場から対中経済援助をはじめ、あらゆる点で中国にサービスし、「御祝儀外交」に徹して、靖国問題、教科書問題、薩尾問題などでは、つねに中国の意を迎えて「陳謝外交」を繰り返してきた。

日本が経済的、社会的には中国よりもはるかに優れたパフォーマンスを示しているにもかかわらず、こと外交に関して

本国内が何となく中国の主張に誘われて、再び世論の分裂が招来されているかのような状況でもある。

公明党の今次の訪中団は、日本政府・外務省ではなしえなかつた論点を明確に引き出したという点で、野党外交の成果だと言えるのかもしれない。従来から中国の信頼の厚いと言われていた公明党ならではのことであったろう。

だが同時に、政府間関係が明白に形成されているにもかかわらず、それを抜きにして公明党というチャネルでなければ本音が言えないという日中関係であるならば、あるいは公明党を利用することによつて中国の対日政策を実現しようという、いわゆる人民外交に公明党が加担しているのだとしたら、それは公明党にとつても、責任ある野党としては、きわめて重い課題を背負つたことになるだろう。

このように最近の一連の日中摩擦は、わが国の対中外交について、ひいては日本の今後の在り方について、根本的な再検討を要請していると言えるのである。

昭和四九年五月二日第三種郵便物認可
昭和四二年八月一日発行(毎月一日発行)通巻第180号

正論

8 1987
AUG.

フジサンケイグループ 
オピニオン マガジン

いまこそ
“歴史の帳簿”の
決算を
中嶋嶺雄

ソ連人の見た
ゴルバチョフ改革
袴田茂樹

越智啓介
瀬島龍二の研究
に異議あり

両角良彦物と心の国際化を問う

坂本慶二日本農業は主張する

枝川公二青い目の転職白書

日本改革と 政治の責任

佐藤誠三郎
香西泰
佐々木毅
福岡政行
湯川直武

新連載
ポールボネの
“ソッポル万葉集”

ソ連人の見た ゴルバチョフ改革

● 庶民や知識人はゴルバチョフの「世直し」をどう受け止めているのか。
現地取材をもとにその行方を探る。

袴田茂樹 30

特集「日本改革」と政治の責任

● 税制、農業、産業構造……、日本はさまざまな改革に迫られているが、果たして政治がそれを断行できるのか。

談 政治を変える
日本を変える
佐藤誠三郎 42
香西泰
佐々木毅

「安竹宮」の天下盗り戦略
福岡政行 60

いま求められる宰相の条件
湯川直武 70

物と心の
国際化を問う
両角良彦 82

日本は「成功の哲学」を切り捨てる

いまこそ
歴史の帳簿の決算を
中嶋嶺雄 90

日中摩擦の構造と背景

日本農業は主張する
坂本慶一 100

農業の複合的価値の再評価

連載・泥まみれの自画像 ⑬
鹿内信隆 164



す。多くの情報
出します。感じま
手にした、様々
う時……SKブ
生は、多様なニ
共しつづけます。

UP
0-211-3411(代表)
グDX
ライト・Sライト